

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会評議員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会の定款第7条の規定に基づき、評議員の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 評議員は、次に掲げる者のうちから選任する

- (1) 社会福祉事業を經營する団体の役職員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者等
- (3) 自治会の役員等
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 当事者的性格を有する団体の代表者等
- (6) 保健医療関係者
- (7) 商工・企業に関する団体の代表者等
- (8) その他その者の参画により事業の円滑な遂行が期待される者

(候補者の推薦)

第3条 理事会は、次に掲げる事項を付したうえで、評議員選任・解任委員会に候補者の推薦を行う。

- (1) 当該推薦者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と本会及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、評議員選任に関し必要な事項は理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

(評議員選出規程の廃止)

2 東員町社会福祉協議会評議員選出規程（平成13年4月1日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月26日から施行する。